

税関係各種証明について

●証明の種類と手数料

以下の証明は、税務課で発行しております。

税務課手数料一覧表（窓口での手数料）

| | | |
|---------------|---------------|----------------------------------|
| 所得証明書 | 年度毎に発行、1枚につき | 300円 |
| 資産証明書 | 1枚につき | |
| 納税証明書 | 年度毎に発行、1枚につき | |
| 市税完納証明書 | 1枚につき | |
| 課税証明書（市県民税のみ） | 年度毎に発行、1枚につき | |
| 所得・課税証明書 | 年度毎に発行、1枚につき | |
| 家屋証明書 | 1棟毎に発行、1枚につき | |
| 公課証明書 | 土地・家屋一緒に記載 | 300円 |
| | 土地・家屋別々でも発行可能 | |
| 評価証明書 | 土地・家屋一緒に記載 | ※1枚を超える時は 1枚増すごとに 300円を加える |
| | 土地・家屋別々でも発行可能 | |
| 名寄写し | 年度毎に発行、1通につき | 300円 |
| 土地台帳閲覧 | 台帳1冊につき | |
| 字図閲覧又は謄写 | A3用紙1枚につき | |
| 資産台帳登載事項証明書 | 1通につき | |
| その他の証明 | 1通につき | |
| ナンバープレート紛失 | 1通につき | |
| 住宅用家屋証明書 | 1通につき | 1,300円 |
| 軽自動車納税証明書 | | 無料 |

注1) 所得証明等については、前年1年間（1月～12月）の所得額を証明します。

注2) 前年収入分について未申告の方は、所得証明等が発行できません。

注3) 納税された直後に納税証明等を申請される方は、領収書を窓口にご持参ください。

注4) 固定資産（土地・家屋・償却資産）の証明について、年の途中の所有権移転による所有者からの申請の場合には、所有権移転の事実を確認するため、登記事項証明等の提示をお願いする場合があります。

注5) 所有者が死亡している場合は、その事実と申請者との関係の確認のため、戸籍謄本等の提示をお願いする場合があります。

注6) 名寄写しについては4月1日から第1期納期限（固定資産税）の縦覧期間中は名寄写しが無料で取得できます。ただし、証明書印の押印はありません。

●税関係各種証明の申請に必要なもの

- ・手数料（手数料については税務課手数料一覧表をご確認ください。）
- ・来庁される方の身分証明書
- ・代理人が請求する場合は、証明が必要な方の委任状
（代理人が同一世帯の配偶者・親子などの場合、委任状が不要場合があります。
詳しくは税務課にお問い合わせください。）

●各種証明の郵便申請について

（1）申請書の記入・作成

申請者本人で便箋等を準備していただき、次の項目を記載ください。

1. 証明が必要な方の現住所
2. 証明が必要な方の氏名
3. 証明が必要な方の西都市にお住まいの時の住所
4. 証明が必要な方の生年月日
5. 必要な証明書の名称と必要な枚数、使用目的
例、児童手当の申請に令和6年度（令和5年分）の所得・課税証明が必要ですので1通お願いします。
6. 電話番号
昼間でも連絡のつく電話番号を明記ください。

注7）本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。

（2）手数料を用意する

手数料は、郵便局で「定額郵便小為替」を必要な金額分ご購入ください。
郵便申請の場合、現金や切手での取り扱いは一切行いませんのでご注意ください。

（3）本人確認書類の写しを用意する

マイナンバーカード・運転免許証・保険証など（現住所と送付先が同じ住所が載った身分証の写し）

（4）申請書を郵送する

返送先の住所・氏名を書いて、切手を貼った返信用封筒を用意してください。
その返信用封筒と、申請書、手数料（定額小為替郵便）、本人確認書類の写しをすべて同封して、西都市 税務課 納税管理係まで郵送ください。

| |
|---|
| お問い合わせは 西都市役所 税務課 納税管理係 〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2-1 TEL 0983-43-3490 FAX 0983-43-2067 |
|---|